

# みやぎ復興定期便

7月号

～みやぎ復興定期便をお届けします～

県外へ避難されている皆さまへ

宮城県内の復興の動きや各種支援等の情報など、帰郷にお役立ていただく情報をお届けします。

これまでお届けした内容は下記ホームページからご覧いただけます。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/teikibin.html>

## 応急仮設住宅の供与期間の延長について

東日本大震災により被災され、住家が全壊、全焼又は流失するなどして居住する住家がない世帯の方々へ、災害救助法に基づき応急仮設住宅を供与しているところで。

宮城県では、応急仮設住宅の供与期間の7年目延長について、下記9市町の災害公営住宅整備等の進捗等、地域の復興状況や市町の意向を踏まえ、平成28年3月14日付けで国と協議をしていたところ、5月10日付けで同意が得られました。

これを受けて、5月11日付けで以下のとおり決定しました。

### ■一律延長を認めた市町：3市町

石巻市、名取市、女川町

※上記3市町で被災し、応急仮設住宅を供与されている方が対象となります。

※災害救助法に基づき延長対象は、被災時に居住していた市町村を基準として判断されます。

### ■特定延長を認めた市町：6市町

塩竈市、気仙沼市、多賀城市（継続）、東松島市、山元町（継続）、南三陸町

※上記6市町で被災し、応急仮設住宅を供与されており、かつ下記〈要件1、2〉のいずれかを満たす方が対象となります。

#### 〈要件1〉

災害公営住宅への入居や防災集団移転など、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期などの関係から現在決められている入居期間内に応急仮設住宅を退去できない方

#### 〈要件2〉

公共事業以外で、自宅の再建（再建先・再建時期）は決まっているが、工期などの関係から現在決められている入居期間内に応急仮設住宅を退去できない方（ただし、多賀城市及び山元町で被災された方は除きます。）

※特定延長適用の具体的手続きについては、被災時に居住していた市町から送られた案内をご確認ください。

※災害救助法に基づき延長対象は、被災時に居住していた市町村を基準として判断されます。

### ※参考

#### 【6年間で供与終了する市町：3市町】

仙台市、亶理町、七ヶ浜町（※全て特定延長）

#### 【5年間で供与終了する市：2市】

岩沼市、大崎市

#### 【4年間で供与終了している市町村：18市町村】

白石市、角田市、登米市、栗原市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、涌谷町及び美里町

#### 【3年間で供与終了している町：3町】

七ヶ宿町、川崎町及び色麻町

## 供与期間延長に関する手続きについて

### ■プレハブ仮設住宅について

入居契約については、災害救助法の適用による期間延長は自動更新としています。

### ■民間賃貸借上げ住宅について

貸主、借主（宮城県）、及び入居者の3者間で、新たな契約を締結することとなります。

なお、再契約手続きの詳細については、決まり次第お知らせします。

### ■供与終了に関する手続きについて

供与が終了する3市町で被災した入居者の方及び特定延長を必要とする6市町で被災し、特定延長の対象とならなかった入居者の方については、6年間で供与が終了となることを県、市をはじめとした関係機関からお知らせすることとしております。

なお、供与終了に関する手続きの詳細については、決まり次第お知らせします。

#### ◎県震災支援室

☎022-211-3257（受付時間 平日9:00～12:00、13:00～16:30）

## 参議院議員通常選挙における不在者投票について

今年7月に「参議院議員通常選挙」が行われます。住民登録のある市区町村以外に避難されている方は避難先の市区町村選挙管理委員会で「不在者投票」ができます。お早めに住民登録のある市区町村選管に投票用紙請求の手続きをしてください。詳しくは、下記のホームページを御覧ください。

※不在者投票ができる場所や時間は、お手数ですが、事前に避難先の市区町村選挙管理委員会に確認してください。

#### ◎県選挙管理委員会

☎022-211-2343

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/senkyo/kijituzen-fuzaisya.html>



## 復興の進捗状況

### 災害公営住宅整備状況

平成28年4月30日現在、計画戸数15,919戸数に対して、着手戸数は14,790戸数（約93%）、また完成戸数は9,943戸数（約63%）です。

#### ▼災害公営住宅の整備の進捗率



毎月更新の「復興の進捗状況」は、県ホームページでご覧いただけます。  
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/shintyoku.html>



▲女川町石浜地区



▲気仙沼市切通地区（B工区）

## 松島町復興支援定住促進事業補助金制度について

今回の震災により被災された方の復興の支援と定住促進を図るため、町内に住宅を取得する方に対し、松島町復興支援定住促進事業補助金を交付します。

### ■対象者

次の要件を全て満たす方

- 町民で今回の震災により住宅が半壊以上の被害を受けた方、又は町外から松島町に転入する方
- 平成23年3月11日以後に定住（5年以上住民登録される方）を目的として町内に新築住宅又は中古住宅を取得する方
- 補助金の交付を受けようとする年度の前年度に、納付すべき町税等の滞納のない方（転入者にあつては従前住所において市町村税等の滞納のない方）

※平成23年3月11日を基準日とし、転入者の方に当たってはそれより前にすでに転入されていた方、町民の方でも、基準日より前にすでに住宅の取得（契約締結など）をされていた方は対象とはなりません。

### ■用語の意味

(1) 定住

町の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録原票に登録され、かつ、その生活基盤を専ら町内におき、自ら所有する住宅に町の住民として5年以上居住すること。

(2) 住宅

町内で、人の住む為の家屋で自ら居住するために所有する住宅。

(3) 新築住宅の取得

自分が住むための住宅を新築し、又は新規に建築された住宅を購入すること。（アパートなど賃貸物件は除きます）

(4) 中古住宅の取得

過去に住居に使用されたことがある住宅を、自分が住むために購入すること。（アパートなど賃貸物件は除きます）

(5) 土地取得

(3)(4)に規定する住宅の敷地の土地の取得をいい、相続、譲与、その他対価を伴わない事由による土地の取得は含まない。

(6) 転入者

申請日現在町外に居住し、かつ、町内に定住する意志をもつ方。（ただし、平成23年3月11日以降に新築住宅、中古住宅の取得にかかる契約を行い、既に転入されている方も対象となります。）

(7) 町内建築業者

本社、営業所、などが町内にある建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた法人若しくは個人又はこれ以外のもので町長が認めるもの

### ■対象経費

新築住宅取得又は中古住宅取得に要した費用（土地取得費、設計費、外構工事費及び改修費を含む。）

### ■補助金の額

(1) 町外建築業者を利用した場合

住宅取得価格の10%で限度額は50万円（中古住宅は25万円）。

(2) 町内建築業者を利用した場合

・住宅取得価格の10%で限度額は100万円

・中古住宅を取得し50万円以上の改修を行った場合は、住宅取得価格の10%で限度額が75万円

※町内建築業者でも、下請施工がある場合は、費用の2分の1以上が町内建設業者による場合に限り、また、元請けが町外建築業者でも、費用の2分の1以上を町内建築業者が行う場合は適用します。

### ■事業の期間

平成23年7月1日～平成31年3月31日（3月11日以降の契約にも適用）

### ■補助金の申請

詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

◎松島町企画調整課 ☎022-354-5702（直通）

## 全国避難者情報システム登録について

東日本大震災により宮城県外へ避難した皆さまへの連絡は、「全国避難者情報システム」の登録情報により行っております。大切な情報を確実にお届けするためにも、登録についてのご理解とご協力をお願いします。

登録手続きは、現在お住まいの市町村役場でできます。また、避難先を移動された場合や避難を終了された場合の登録もよろしくをお願いします。

◎現在お住まいの市町村役場（全国避難者情報システム担当）

